

湯田学区まちづくり推進委員会ホームページ運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、湯田学区の住民が利用する広報手段のひとつである湯田学区まちづくり推進委員会ホームページ（以下「湯田学区HP」という。）の運営および管理に関して、湯田学区まちづくり推進委員会デジタル推進部会（以下「デジタル推進部会」という。）を設置し、生活に必要な情報の共有や住民同士の交流促進などを目的とするために必要な事項を定めるものとする。

(湯田学区HP所在等)

第2条 ドメイン名とサーバーは、次の通りとする。

ドメイン名：<https://yudagakku-machidukurisakuraweb.com>

サーバー：さくらレンタルサーバー（費用・信頼性を考慮）

ホームページ名称：湯田学区まちづくり

(湯田学区HPの運営管理)

第3条 湯田学区HPの運営・管理は、「デジタル推進部会」が行う。

(湯田学区デジタル推進部会の構成員)

第4条 デジタル推進部会の構成は次の通りとする。

(1) 委員長は湯田学区まちづくり推進委員会の委員長とする。

(2) 構成員は委員長が学区内より若干名指名し、その中から部会長を選出する。

(デジタル推進部会の任務)

第5条 デジタル推進部会は次の項目を行う。

(1) 湯田学区HPの維持改善

(2) 湯田学区HPの記事等の内容（以下「コンテンツ」という）の掲載

(3) 湯田学区HPの構成変更

(4) 湯田学区HPの運営・管理担当者（事務局等）の管理

(5) 構成員は湯田学区HPをモニターし、不適切と思われる場合はただちに湯田学区まちづくり推進委員会に申し出るとともに、湯田学区まちづくり推進委員会は迅速に対応する。

(6) 運営・管理に関して協議を必要とする事項があるときは、デジタル推進部会で決定する。

(掲載者の範囲)

第6条 湯田学区HPに掲載することのできる者・団体の範囲は次の通りとする。ただし、デジタル推進部会が不適切と判断した者・団体は掲載できない。

(1) 湯田学区まちづくり推進委員会の構成団体

(2) 湯田学区まちづくり推進委員会と協力関係にある行政機関

(3) その他、湯田学区まちづくり推進委員会委員が必要と認めた者・団体

(コンテンツの掲載基準)

第7条 湯田学区HPのコンテンツは第1条の目的に沿ったものであるとともに、湯田学区まちづくり推進委員会として品位を保ち公序良俗に反しないこと。また、守秘義務や個人情報保護などコンプライアンスに反するものであってはならない。

(掲載承認)

第8条 コンテンツを掲載しようとする者は、別紙に定める様式1(ホームページ掲載・更新申請書)により必要事項を記入し、デジタル推進部に提出し承認を得るものとする。詳細は「湯田学区まちづくり推進委員会ホームページ運営細則」による。コンテンツに虚偽の記載があった場合・コンテンツを作成したときと内容や組織・体制に大幅な変更が生じ誤解を与える場合・掲載を継続することが不利益をもたらす恐れがある場合は、掲載を断ること、また削除することができる。

(リンク)

第9条 湯田学区HPから他のHPにリンク設定することができる。この場合の設定方針は次の通りとする。

- (1) 広島県・福山市・福山北警察署等の行政機関
- (2) その他、デジタル推進部会が認めた団体

(広告の記載)

第10条 湯田学区HPに、近隣の事業者や個人経営者から要望があった場合、デジタル推進部の承認を得て、有料で広告を掲載することができる。その場合、広告代金は雑収入として処理し、湯田学区HPの運営に充当する。

(その他の取り決め)

第11条 本要綱以外の取り決め事項

- (1) 湯田学区まちづくり推進委員会ホームページ運営細則
- (2) プライバシー保護のガイドライン
- (3) 様式1(ホームページ掲載・更新申請書)

附 則

制定 2023年 9月 13日